

令和3年度 いじめ対応マニュアル

1 いじめの定義「いじめ防止対策推進法 第二条」

「この法律において『いじめ』とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

2 いじめの認知に関する考え方

(1) いじめは、社会性を身に付ける途上にある生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。したがって、どの学校においても、一定数のいじめが認知されるのが自然である。

(2) 初期段階のいじめは、子どもたちだけで解決に至ることも多々あり、大人が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切である。しかしいじめは予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあることから、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

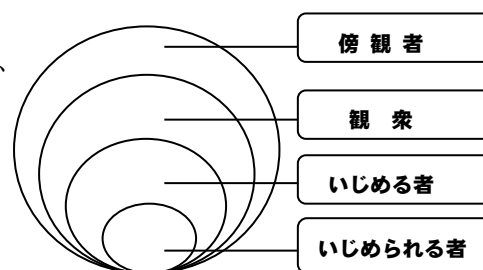
(3) いじめの認知件数が減少した場合に、認知できた数を過信し対策が奏功したものと即断することは禁物であり、教職員がいじめを見逃していたり、見過ごしていたりするのではないかと考えるなど、減少の理由を十分考察する必要がある。

発生しているいじめを漏れなく認知した上で、その解消に向けて取り組むことが重要である。いじめの認知件数が零又は僅少である場合には、真にいじめを根絶できているかを検証するための有効な手段として、当該事実を生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないかを確認する。

3 いじめの四層構造

いじめは「いじめる者」と「いじめられる者」という二者関係だけで成立しているものではない。「いじめる者」、「いじめられる者」のほかに周りではやし立てる「観衆」や周りで見ているだけで 暗黙の了解を与えている「傍観者」によって成り立つ。

「傍観者」の中からいじめを抑止する『仲裁者』が現れる学級経営を行うこと。



4 いじめ未然防止の基本姿勢

(1) いじめは、「どの学校でも、どの生徒にも起こり得る」ものであること、また、「誰もが加害者にも被害者にもなり得るものである」ことを全教職員が十分認識すること。

(2) 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、生徒一人ひとりに徹底すること。あわせて、他者を思いやる心を育てていくこと。

- (3) 生徒一人一人を大切にできる意識や、日常的な生活態度の変化に注目して生徒を観察すること。
また、生徒や保護者が何でも相談できる体制を整えること。
- (4) いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識すること。
- (5) 定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有すること。
- (6) いじめは、スマートフォンや携帯電話・パソコンなどの介在により一層見えにくくなってきているので、生徒の観察や面談などにより情報を得て、早期発見・早期対応をすること。

5 いじめの指導体制

- (1) いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践に当たること。
- (2) いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図ること。
- (3) いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制を確立すること。
- (4) いじめを認知した場合は、迅速に管理職へ『報告・連絡・相談』を行い、校長を中心にチームで組織的に対応する。

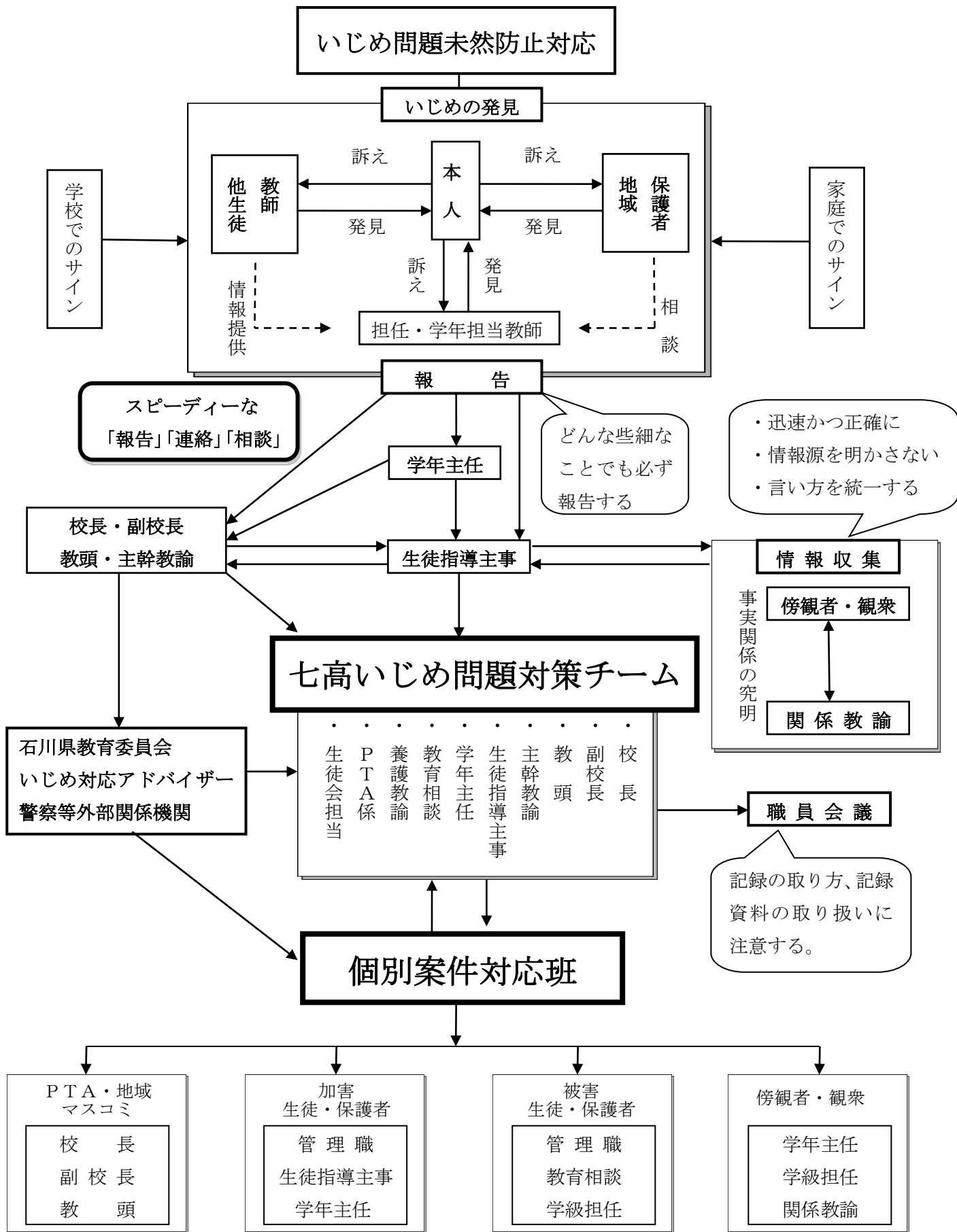
6 いじめ早期発見のための取組

- (1) 登校指導及び昼休みの校内巡視による生徒観察
- (2) 全職員による「気づき票」の活用
- (3) P T A及び見守り隊との校外合同巡視
- (4) 生徒対象のいじめアンケート調査 年間2回（6月、11月）
- (5) 学級担任による個人面談を通しての生徒把握 年間5回（2か月に1回）
- (6) ホームP T A等での保護者懇談を通しての情報交換 年間2回（7月、12月）
- (7) 教育相談室及び保健室が、生徒や保護者のいじめに係る相談ができるような環境づくり

7 いじめの未然防止のための体制づくり

- (1) 人権教育講話、ネットトラブルに関する講話、非行防止教室での啓発
- (2) 「挨拶推進運動」等生徒の自主的ないじめ防止に資する活動への支援
- (3) 円滑な人間関係づくりを構築するグループエンカウンター体験の実施
- (4) 学校行事（七高祭等）、リーダー研修（生徒執行部、委員長、主将対象）を通しての仲間意識の育成
- (5) 自己肯定感、自己有用感を体感させるボランティア活動を通じた心（感謝・謙虚さ・思いやり等）の育成

8 いじめ問題対策チームの設置（対応全体図）



9 重大事態への対処

「いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や疑いがあると認めるとき」や「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがあると認めるとき」は、県教育委員会に報告し、委員会と協議した上で、いじめ問題対策チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家を加えた組織で、迅速に調査し、問題の解決にあたる。

- (1) いじめと疑われる相談・通報があった場合に、いじめ問題対策会議を緊急開催する。
- (2) いじめに関する相談・通報への対応、いじめの判断と情報収集、いじめ事案への対応の検討・決定、いじめ事案の報告等を行う。
- (3) 検討事項や事案内容に応じて、いじめ対応アドバイザー及び心理・福祉等に関する専門的な知識を有する助言者の参加等、柔軟に対応する。

10 その他

いじめ防止等の実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ問題対策チーム」を中心に点検すると同時に、学校評価に加え、全職員で評価し、必要に応じて見直しをする。また、その際、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者や学校評議員からの意見を積極的に取り入れるように留意する。さらに、いじめの認知件数が零であった場合の公表について、5月のPTA総会並びに全校集会で公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないか確認する。